

掛川市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を廃止する。
その関係図面は、平成25年3月22日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
2429	風吹トンネル線	上内田字小笠2934-210地先 上内田字小笠2934-210地先	平成25年3月22日
D6457	457号線	入山瀬字小笠山851-717地先 入山瀬字小笠山851-113地先	平成25年3月22日
D7118	八相寺線	高瀬字西之谷1487地先 高瀬字西之谷1518-2地先	平成25年3月22日
D8108	108号線	西之谷字上屋中581地先 西之谷字壺ノ谷1430地先	平成25年3月22日